

## 1 遺産の範囲について

### Q 遺産分割の対象になる遺産とは、どのようなものですか。

A 被相続人名義の**不動産、株券、現金など**が一般的に考えられます。以下に気をつけていただきたい一例を挙げてみました（当然には遺産分割の対象となりません。）。

#### (1) 預貯金

原則として、遺産分割の対象ではなく、法定相続分で相続人に帰属するというのが裁判例です。

#### (2) 生命保険金

保険金受取人として特定の人が指定されている場合には、原則としてその人固有の財産になり、遺産ではないと考えられています。

#### (3) 相続開始後の賃料収入（「果実」といいます。）

#### (4) 葬式費用・香典

(3)、(4)は、原則として遺産分割の対象ではなく、地方裁判所などの裁判で解決されるべきものです。

#### (5) 祭祀財産(祭具・墓など)

相続とは別の基準(慣習)で承継されるものであり、遺産分割の対象にはなりません。慣習が明らかでなく相続人間でも決められないので家庭裁判所の調停で話し合いたいという場合には、別に祭祀承継者指定の申立てが必要です。

#### (6) 遺産管理費用（固定資産税・支出賃料・家屋修理費用等）

一般的に、相続開始後の債務負担の問題として、遺産分割とは別の解決を図るべきものと考えられています。

#### (7) 債務（負債）

相続開始と同時に法定相続分で相続人が負担します。

◎ **遺産分割調停**においては、**相続人全員の合意を条件に**、(1)～(7)についても話し合うことができます。調停手続の中で一緒に解決できれば、皆さんの負担も軽くなると考えられるからです。**審判手続**では、(1)～(7)については**必ずしも取り上げられるとは限りません**。

なお、債務については、債権者（金融機関等）から別途免除を受けなければ、請求を受けるかもしれない点に注意してください。

**相続人の〇〇が、被相続人の預貯金を隠したり、勝手に使っていると思うのですが…。**

家庭裁判所の遺産分割手続において分割できる遺産とは、原則として、現存している財産です。遺産を管理している相続人は、他の相続人に対して、遺産がどれだけあるのかを報告するべきでしょうし、預貯金などを使った場合でも、その金額や用途を説明するべきでしょうが、納得できないときは、民事裁判で争うことになります。

「まだ他に遺産がある」と主張する人は、その遺産の存在を証明しなければなりません。相続人であることを証明する書類をそろえて金融機関に相談すれば、残高証明書や取引履歴を交付してもらえるところもあるようです。家庭裁判所が「積極的に」他に遺産があるかどうかを調査することはありません。

## 2 遺産の評価について

### Q 不動産と預貯金を分割するときには、どのように計算するのですか。

A 不動産をお金で評価して他の遺産と合計し、各相続人の具体的相続分を計算します。不動産は相続人全員の合意があれば、固定資産評価額や路線価などを参考にして評価することができます。

### Q 不動産の評価について、相続人の間で金額が決まりません。

A 不動産の評価について、「もっと高いはずだ」、「そんなに価値はない」などと意見が対立している場合には、家庭裁判所が選任する不動産鑑定士に鑑定してもらう方法があります。ただし、鑑定費用を負担してもらうことになります。

### 3 分割方法について

#### Q 不動産を分割するには、どのような方法があるのですか。

A 次のような方法が考えられます。

- (1) **現物分割** (例えば、複数の不動産を相続人が別々に取得するような分割方法です。)
- (2) **代償分割** (相続人のうちの1人が不動産を取得し、その他の相続人にお金(「代償金」と呼びます。)を支払う方法です。)
- (3) **共有分割** (不動産を複数の相続人が共有しておく方法です。ただし、共有分割は、将来、共有者間で管理・処分方法などの意見が食い違ったときに、問題が生じる可能性があります。)
- (4) **換価分割** (不動産を第三者に売却して、その代金を分割する方法です。不動産を取得したい相続人がいない場合、取得したい人がいても、その人に代償金の支払能力がない場合などに考えられる分割方法です。)

### 4 寄与分、特別受益について

#### Q 特別受益というのは、何ですか。

A 相続人が、被相続人の生前に、あるいは遺言によって、譲り受けた多額の財産を「特別受益」といいます。

遺産分割にあたっては、特別受益を受けた相続人は、遺産の先渡しを受けたものとみなされて、その分が相続分から減らされることがあります。ただし、特別受益による相続分の調整は、当然に行われるものではなくて、争いがあるときには、その事実を証拠によって証明しなければなりません。

#### Q 寄与分というのは、何ですか。

A 例えば、相続人が、何十年も被相続人の家業に無償で従事したり、寝たきりの被相続人を自宅で介護したり、被相続人に自分の財産を提供するなどして、結果的に**遺産の維持・増加に貢献**したと認められる場合には、その相続人には「**寄与分**」が認められ、法定相続分より多くの遺産を取得できることがあります。

寄与分が認められるためには、「**通常期待されている家族の協力・扶助を超えた特別の貢献**」があったことが必要です。お互いの理解と歩み寄りがもっとも必要とされる部分です。

### 5 調停が成立しなかったら

#### Q 調停で、分割方法の合意ができなかった場合には、どうなりますか。

A 遺産分割の調停で相続人間で話し合いができなかった場合には、調停は「不成立」となり、審判という手続に自動的に移行し、家庭裁判所が遺産の分割方法を判断することになります。

審判手続では、家事審判官が法律に従って適正に判断します。審判手続では、相続人それぞれが期待したとおりの結果が出るとは限らないので、それぞれの実情に応じた解決をするためには、調停でよく話し合うことが大切です。

なお、審判に対して不服のある場合には、告知を受けた日から2週間以内に、「即時抗告」の申立てをすることができます。

### 6 その他の手続

#### Q 遠方に住んでいて毎回調停期日に出席できない場合は、どうしたらよいですか。

A 特に意見がなく、他の相続人で合意する分割方法でよいというのであれば、受諾書面という方法があります(詳しくは担当者にお尋ねください)。

なお、自分の考えを調停に反映させたい場合には、調停期日に出席してください。

#### Q 何も取得しなくてもよいので調停手続から離脱するには、どうしたらよいですか。

A 特定の相続人に自分の相続分を譲った上で、本件から脱退することもできます(詳しくは担当者にお尋ねください)。